

## 川崎市職員懲戒分限等調整会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 各任命権者における懲戒処分、分限処分等について各任命権者間の必要な調整を行うため、川崎市職員懲戒分限等調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 次に掲げる処分等について、事前又は事後に当該任命権者から報告を受け、必要な調整を行うこと。

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定に基づく懲戒免職処分に関すること。

イ 川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の規定に基づく一般の退職手当等の全部又は一部の支給制限処分、支払差止処分、返納処分等に関すること。

ウ 地方公務員法第28条第1項の規定に基づく分限免職処分に関すること。

(2) 各任命権者における懲戒処分、分限処分等の状況について定期報告を受けること。

### (組織)

第3条 調整会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は川崎市長職務代理順序に関する規則（平成15年川崎市規則第17号）で定める順序第1の副市長をもって充て、副委員長は当該副市長以外の副市長をもって充てる。

3 委員は、総務企画局長、上下水道事業管理者、交通局長、病院事業管理者、消防局長、教育長をもって充てる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員長)

第4条 委員長は、調整会議の会務を主催する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(定足数及び表決)

第5条 調整会議は、委員の半分以上の出席がなければ会議を開催することができない。

2 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、事案の処理に緊急を要する場合その他特別の事情があると認める場合は、第2条に掲げる事項の関係者への回議により、調整会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、総務企画局人事部人事課において処理する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。